

ニコン人権方針

2019年4月1日制定

ニコン（株式会社ニコンおよび国内外子会社）は、企業理念「信頼と創造」を掲げています。ニコンがステークホルダーからの信頼を得、そして新たな価値を創造し提供していく土台となるのが人権の尊重です。

ニコン行動規範では人権尊重の基本的姿勢を明記しています。ニコン人権方針（本方針）は、ニコン行動規範に基づき、ニコンの事業活動に関係する人権課題について、ニコンがどのように取り組んでいくかを明確にするものです。

本方針は、ニコンのすべての役員・従業員に適用されます。また、調達パートナーおよび事業パートナーへも、本方針中の各項目を理解し遵守頂くことを期待します。本方針の運用は、常勤取締役等を委員に含む株式会社ニコンのCSR委員会によって監督されます。

1. 人権尊重へのコミットメント

ニコンは、「国際人権章典」およびILO（国際労働機関）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」に定められている人権を尊重し、国連グローバルコンパクトの10原則を支持します。また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、同原則に基づいた取り組みを実施していきます。

ニコンは、事業活動を通じて、社内外のさまざまなステークホルダーの人権に影

響を与える可能性があることを認識しています。ニコンは、自らが人権侵害をしないことに加え、人権侵害を助長しないよう努めます。取引関係によってニコンの事業、製品またはサービスが人権への負の影響に直接関係している場合には、ニコンは、調達パートナーおよび事業パートナーを含む関係者に対し、人権への負の影響を防止または軽減するよう働きかけていきます。

ニコンは、事業活動を行うすべての国・地域において各国・地域の法令を遵守します。当該国の法規制と国際的な人権規範が相反する場合には、当該国の法規制を遵守しつつ、国際的に認められた人権の尊重に向けて最大限努めていきます。

2. 人権デュー・ディリジェンスの実施

ニコンは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、自社の事業活動における人権リスクを評価し、特定した負の影響を防止・軽減する取り組みを行っていきます。ニコンが人権への負の影響を引き起こした、若しくはこれを助長したことが明らかになった場合には、適切な手段を通してその是正に努めます。

ニコンは、自社の事業活動により人権の影響を受けるステークホルダーとの対話・協議を適時行い、課題の理解や改善・解決に努めます。

ニコン人権方針

人権に関する案件を含む、ニコン行動規範への違反または潜在的な違反に対応するため、役員・従業員には報告相談の窓口を設置しています。その他のステークホルダーについては、人権の課題を含み、事業活動に関する懸念を通報できる問い合わせ窓口を設置しています。ニコンは、実効性の有る通報対応の仕組みづくりを継続します。

ニコンは、役員・従業員が本方針を理解し、一人ひとりの業務において本方針に基づいた行動が実践されるよう、教育を実施していきます。

ニコンは、人権尊重に関する取り組みの結果を追跡・確認し、実効ある取り組みを行っていくための体制・仕組みを整備していきます。取り組みの内容や結果は定期的に開示していきます。

3. 人権課題への取り組み

ニコンの行う事業活動に関して、以下の人権課題を特に重要な社会的責務と認識し取り組んでいきます。

- **強制労働・児童労働の禁止**：ニコンは、強制労働（人身売買による労働を含む）・児童労働を行いません。
- **差別・ハラスメントの排除**：ニコンは、個人の尊厳を傷つけ職場環境や業務遂行を阻害する差別およびハラスメントを排除するよう努めます。
- **労働安全衛生**：ニコンは、健康で安全に働ける職場環境を整備します。事業を行う各国・地域の労働安全に関する法令等を遵守し、業務上の事故や災害を防止します。
- **結社の自由と団体交渉権**：ニコンは、各国・地域の法令等で認められた範囲において結社の自由と団体交渉権についての労働者の権利を尊重します。
- **労働時間と賃金**：ニコンは各国・地域の、労働時間や最低賃金等に関する法令等を遵守します。
- **プライバシーに対する権利**：ニコンは、個人情報の適切な取扱いが非常に重要であるとの認識のもと、個人情報の保護に関する各国・地域の法令等を遵守し、必要かつ適切な管理を行い、個人情報の保護と安全を確保します。
- **サプライチェーンにおける人権課題**：ニコンは、サプライチェーンにおける労働者の人権を尊重し、人権尊重の取り組みを推進します。また鉱物の調達に関連する人権侵害や環境破壊の問題を考慮して、責任ある鉱物調達の取り組みも進めていきます。

ニコン人権方針

4. 本方針の承認

本方針は、株式会社ニコン取締役会において承認されました。

- i 「世界人権宣言」、およびこれを条約化した「市民的および政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」の3つの文書の総称です。世界人権宣言は、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として1948年の国連総会において採択され、基本的人権尊重の原則を定めています。
- ii 「結社の自由及び団体交渉権」「強制労働の禁止」「児童労働の実効的な廃止」「雇用および職業における差別の排除」の4つの分野を、労働において最低限守られるべき基準として定めたものです。
- iii 「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4つの分野で、企業がその影響力のおよぶ範囲で実行していくべき10原則を示しています。
- iv ビジネスと人権の課題について「人権を保護する国家の義務」「人権を尊重する企業の責任」「救済へのアクセス」の3つの枠組みと、それぞれの枠組みにおいて国家や企業が具体的に実行していくための原則を定めたものです。